

平成 2 2 年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

青少年・文教課 (内線：7841)

8 目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[私立学校就学サポート事業] 私立高等学校等就学支援金	434,633	14,287	448,920				14,287	
トータルコスト	437,053	14,287	451,340	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	交付申請書の審査、交付決定、支援金支払い				
工程表の施策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生が安心して勉学に打ち込める環境を作るために、国において創設された「高等学校等就学支援金」に準じた県版の就学支援金を私立中学校へ交付（学校設置者が代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減、多様な教育を受ける機会の確保を図る。

2 事業の概要

〈私立中学校就学支援金の創設〉

- ・私立中学校に通学する生徒に対し、国の「高等学校等就学支援金」相当額（年額 118,800 円）を支給
- ・低所得世帯については、収入に応じて支給額を上乗せ（1.5～2 倍）※授業料の額が上限
- ・比較的所得の高い世帯（年収 860 万円以上程度）については支給しない。

年収区分 (相当)	250 万円未満	250 ～ 350 万円未満	350 ～ 860 万円未満
一人当たり支給額 (上限)	204,000 円 (月額 17,000 円)	178,200 円 (月額 14,850 円)	118,800 円 (月額 9,900 円)
授業料負担額 (17 千円/月の場合)	無償	25,800 円 (月額 2,150 円)	85,200 円 (月額 7,100 円)
対象生徒数	19 人	14 人	145 人

※年収による生徒の区分については、各校の実態を勘案し、算出。

○所得確認の基準として市町村民税所得割を活用

- 年額 204,000 円を助成する基準（年収 250 万円未満程度）
  - 市町村民税所得割が非課税である場合
- 年額 178,200 円を助成する基準（年収 250 ～ 350 万円未満程度）
  - 市町村民税所得割が 18,900 円未満である場合
- 年額 118,800 円を助成する基準（年収 350 ～ 860 万円未満程度）
  - 市町村民税所得割が 252,900 円未満である場合

○私立中学校就学支援金については、現行の生徒授業料減免制度をとり込んで制度化

〈参考：中学・高校における国の保護者負担軽減措置〉

区 分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化